

4. 騒音及び振動規制法による**特定建設作業届出対象作業**

騒音	振動
くい打機 くい抜機 又は くい打 くい抜機	機を使用する作業
びょう打機を使用する作業	鋼球を使用して建築物 その他の工作物を破壊 する作業
さく岩機を使用する作業	舗装版破碎機 を使用する作業
空気圧縮機を使用する作業	ブレーカー を使用する作業
コンクリートプラント 又は アスファルトプラント を設けて行う作業	
バックホウ (原動機の定格出力が80KW以上のもの) トラクターショベル(原動機の定格出力が70KW以上のもの) ブルドーザー (原動機の定格出力が40KW以上のもの) を使用する作業で、 <u>一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないもの</u> として環境大臣が <u>指定するものを除く。</u>	

現場での通常作業において当該機械から10m離れた地点における騒音が、80デシベルを超えないもの

低騒音型建設機械として指定されたもの。
シールが添付されている。

(注意)

(1) 表中**太字の作業**については、それぞれ**届出対象規格**がありますので、「1. 特定建設作業とは」を参照してください。

(2) 騒音・振動の規制値は、それぞれの法により、作業時間及び用途地域ごとに定められています。「2. 規制基準」「3. 規制区域」を参照してください。

(3) **作業開始7日前**までに届出てください。

(4) 提出先 更埴庁舎 環境課 環境保全係 (内線5411)

問い合わせ先 千曲市役所 環境課 環境保全係

026-273-1111 (内線5411)